**未成年後見人の職務と責任について**

　未成年後見人（候補者）の方へ

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森家庭裁判所

　家庭裁判所から選任された未成年後見人（以下，「後見人」といいます。）は，未成年者の意思を尊重して，その心身の状態や生活状況に配慮しながら，次のような職務を行い，その責任を負います。

　なお，家庭裁判所は，申立人やその他の関係者から推薦された方にとらわれずに，いろいろな事情を考慮して，適任と思われる方を後見人に選任します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **後見人の職務** |  　**監　督** **←←←←←** |  **家庭裁判所** |  |
|  |  |  |
|  |  |
| **生活・身上監護** |  | **財産管理** |   |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  １　未成年者の監護教育の権利を有し，義務を負うこと。 ２　未成年者の居所を指定したり，懲戒をするなど，未成年者の生活指導をすること。 ３　未成年者の生活のために必要な費用を未成年者の財産から計画的に支出すること。 |  １　未成年者の財産を管理し，財　　産に関する法律行為について　　の代表権を行使すること。 ２　未成年者が法律行為を行うた　　めに同意権を行使すること。 ３　同意を得ないで行った未成年　　者の法律行為の取消権を行使　　すること。 |

**生活・身上監護**

　１　未成年者を監護教育したりするなど親権者と同一の権利義務があります。

　２　未成年者の身上監護は，未成年者の成年到達まで中長期的展望に立って，未成年者の意思を尊　　　重し，その心身の健康に配慮しながら，最善の身上監護ができるように計画し，実行します。

　３　**未成年者の財産・収入を把握し，生活費や教育費，税金などの決まった支出の概算をし，身上監護　　　の計画を立てる必要があります。後見人選任後，収支予定表を作成して，１ヶ月以内に家庭裁判所に　　　提出します。**

**財　産　管　理**

 １　**後見人に選任後，速やかに未成年者の財産を調査し財産目録を作成して，１ヶ月以内に家庭裁判所　　　に提出します。**

　２　未成年者の財産に損害を与えないように安全な方法で管理します。

　３　**未成年者の財産から支出できるものは，基本的に未成年者の生活，教育に関する費用及び財産管　　　理に要する費用です。**

　４　**未成年者の収入・支出について，金銭出納帳に記載し，領収書等の資料を保管します。**

　５　未成年者の財産を自己の財産や第三者の財産と混同してはいけません。また，未成年者名義の　　　財産を自己の名義に変えることもできません。

　６　未成年者と後見人がお互いに遺産分割協議や賃貸借の当事者になるなど，利益が相反するとき　　　は，事前に家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立をする必要があります。

**家庭裁判所等の監督**

|  |
| --- |
|  **家庭裁判所は，未成年者の利益が十分に保護されるように，後見人の職務を監督****します。** |

 １　**家庭裁判所は，後見人に対し，定期的にあるいは随時，後見の事務に関し報告を求めたり調査　　　を行ったりします。**また，家庭裁判所が選任した未成年後見監督人がこれを行うことがあります。　　　したがって，日頃からそれに備えておく必要があります。

　２　未成年者の生活状況の大きな変動（婚姻，転居等），大きな財産の処分，高額な物品の購入，　　　遺産分割協議などがある場合は，事前に家庭裁判所に連絡し，指示を受けることになります。

**未成年者に対する責任**

 後見人としてふさわしくないときは辞めていただくことがあります。また，不正な行為をした　　り注意を怠ったりしたために損害が生じたときは，刑事責任を問われたり損害賠償を求められた　　りすることがあります。

**後見人の任務の終了**

**後見人の任務は，辞任もしくは解任，未成年者の成年到達，婚姻，養子縁組もしくは死亡など　　により終了します。**これらの事情が生じたときは，１０日以内に未成年者の本籍地等の市区町村　　役場に後見終了届を提出し，２ヶ月以内に財産管理の計算をする必要があります。また，管理し　　ていた未成年者の財産を，新しい後見人，または，未成年者本人もしくはその相続人に引き渡さ　　なければなりません。なお，未成年者が婚姻したときは，これを家庭裁判所に報告する必要があ　　ります。

**後見人の報酬**

 後見の事務に対する報酬は，家庭裁判所がこれを付与する旨の審判があったときにはじめて認　　められます。報酬を得たいときは，家庭裁判所に「報酬付与の申立」をする必要があります。

　　報酬を付与する旨の審判があるまでは，勝手に未成年者の財産から差し引くことはできません。